

## 移動村長室（国保税改正について）開催のお知らせ

平素より、当村国民健康保険制度運営へのご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

今般、平成 20 年度以降、国保税率を据え置き、被保険者の皆様の保険税負担軽減を図って参りました当村国保制度において、保険税水準の統一(県内保険税率統一)に向けた方針が県国保運営方針に定められたことにより、国保税率等の改正が必要となりました。

つきましては、当村の現時点における国保税改正方針及びスケジュール、負担軽減措置について、村民の皆さんにお知らせする「移動村長室」を開催します。

どなたでも、どこの会場でも参加できますので、お誘いあわせのうえご参加頂き、皆さんの声をお聴かせください。

### ○移動村長室スケジュールおよび開催場所○

#### 【第 1 回】

日時：令和 8 年 2 月 12 日（木）午前 9 時から  
場所：妻の神集落センター

#### 【第 2 回】

日時：令和 8 年 2 月 12 日（木）午前 11 時から  
場所：荒谷桂藤会館

#### 【第 3 回】

日時：令和 8 年 2 月 14 日（土）午前 9 時から  
場所：雪屋集落センター

#### 【第 4 回】

日時：令和 8 年 2 月 14 日（土）午前 11 時から  
場所：細屋ふれあいセンター

【お問い合わせ】

九戸村役場 税務住民課国保住民係

TEL：43-3368（直通）・42-2111（代表）

# 国保税改正の概要

## 1.背景

当村の国民健康保険税は、平成 20 年度の後期高齢者医療制度施行に関する改正を行って以来、税率を据え置き、財政調整基金の取り崩しや一般会計から国保特別会計への繰入により赤字補填を行うことで、被保険者の皆様の負担軽減を図って参りました。

今般、国保制度において国方針に基づく赤字補てん繰入の解消と保険税水準の統一(県内保険税率統一)に向けた方針が、県国保運営方針に定められ、県内全市町村において国保税改正が行われることとなり、当村国保税についても改正が必要となったものです。

## 2.県方針

令和 1 1 年度までに … 県へ納める納付金の段階的引上げ

令和 1 2 年度以降 … 岩手県内全市町村の国保税率を統一

## 3.村方針

①県納付金への必要額まで段階的引上げ（令和 1 1 年度目標）

②県内統一に向けた賦課方式の段階的移行（資産割廃止）

③激変緩和措置による被保険者の負担軽減

## 4.村改正スケジュール

第 1 回税率改正 ⇒ 令和 8 年度予定

第 2 回税率改正 ⇒ 令和 1 0 年度予定

第 3 回税率改正 ⇒ 令和 1 2 年度以降（県内統一時）